

~~エネルギー構造高度化・転換理解促進事業第1回(第23回)~~ニセコ町環境審議会

とき 平成29年10月24日(火) 13時半~  
ところ ニセコ町役場2階 第2会議室

1 開会

2 町長あいさつ

3 ~~エネルギー構造高度化・転換理解促進事業委嘱状交付~~

4 議事

(1) 報告事項

- ・環境に関する主な取組(資料1)

(2) 審議事項

- ・エネルギー構造高度化・転換理解促進事業に関する進捗状況(資料2)
  - ・公共施設への再エネ等設備導入検討
  - ・エネルギーの地産地消に向けた調査研究
  - ・観光分野での再エネ等への推進
  - ・環境クオリティ制度、環境税、交通分野・産業分野の低炭素化(資料3)
- ・平成27年度ニセコ町CO2排出量・削減量の状況(資料4)

5 その他

6 閉会

○ニセコ町環境審議会委員名簿

任期 平成29年6月1日～平成31年5月31日

氏 名	所 属	備 考
柴 田 真 年	公益財団法人北海道環境財団	
黒 滝 博	鶴雅観光開発	
阿 部 武 吉	ヒルトンニセコビレッジ	副会長
牧 野 雅 之	牧野工業	
本 間 泰 則	ニセコワイナリー	会長
新 谷 志 織	カフェこむぎ野	
猪 狩 和 大	農業青年会	
葛 西 奈津子	K's WORKS	
中 川 明	ニセコ介護にこにこタクシー	
澤 田 健 人	ニセコ町地域おこし協力隊	

(事務局・企画環境課)

山 本 契 太

大 野 百 恵

境 真 二

## ニセコ町環境審議会設置条例

平成13年3月21日  
条例第15号

### (設置)

第1条 環境の保全について審議するため、ニセコ町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### (審議事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員10人で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる各号の中から町長が委嘱する。
  - (1) 環境全般に識見を有する者 5人
  - (2) 一般公募に応じた者 5人
- 3 前項第2号の一般公募に応じた者が定数に満たなかった場合は、男女及び年齢構成を勘案し、町長の指名する者をもって不足定数を補うものとする。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画環境課で処理する。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

### 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則(平成15年6月20日条例第15号抄)

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。